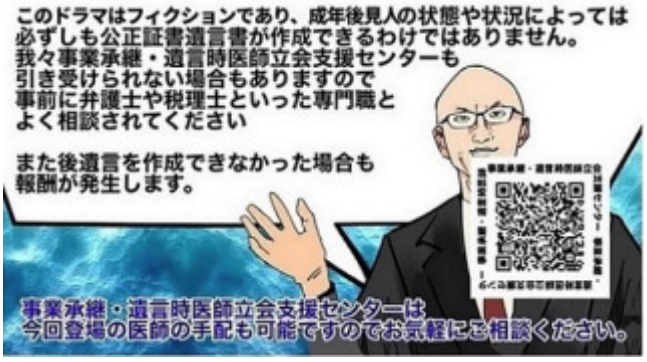
このドラマはフィクションであり、成年後見人の状態や状況によっては
必ずしも公正証書遺言書が作成できるわけではありません。
我々事業承継・遺言時医師立会支援センターも
引き受けられない場合もありますので
事前に弁護士や税理士といった専門職と
よく相談されてください
また後遺言を作成できなかった場合も
報酬が発生します。
事業承継・遺言時医師立会支援センターは
今回登場の医師の手配も可能ですのでお気軽にご相談ください。

03-6869-0698